

平成 1 9 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

平成 1 9 年 8 月 9 日開会

平成 1 9 年 8 月 9 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 9 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

8 月 9 日

1. 議事日程

平成19年第1回北杜市議会臨時会（1日目）

平成19年8月9日
午後 2時00分開議
於 議 場

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

（日程第4 議案第79号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第80号 北杜市営バス設置及び管理条例の全部改正
について

日程第6 議案第81号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第
2号）について

までの3案件を一括議題として上程）

日程第3 市長施政方針・議案説明

日程第4 議案第79号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第80号 北杜市営バス設置及び管理条例の全部改正について

日程第6 議案第81号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第2号）について

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

28番	坂本治年	29番	古屋富藏
30番	茅野光一郎		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開会 午後 2時00分

○議長（小澤寛君）

ただいまから、平成19年第1回北杜市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、41人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

今臨時会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は3案件であります。

次に監査委員から平成19年5月分の例月出納検査および定期監査について、結果報告がありました。

次に7月3日、東京九段会館において、第35回全国自治体病院経営都市議会協議会定期総会が開催され、私が出席いたしました。

同月6日、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合議会臨時会が開催され、執行部と、それから正副議長選挙が行われたわけでございますが、不肖私、凶らずも議長に就任いたしましたので、ご報告をさせていただきます。これにつきましては、すでに皆さんご承知のように、この議長をお受けしたことによって、北杜市の議会の運営に差しさわりのあるというものではなく、事件・事故等がない限りは年1回、予算決算議会をすれば、それで終わりということでございますので、北杜市議会に弊害がないという見解の中から、あえてお受けさせていただきました。よろしくお願いたします。

次に7月28日には、南アルプスサミットが静岡市で開催され、私が出席しました。

次に8月7日に、私と副議長が新潟県中越沖地震発生に伴い、災害を受けた姉妹都市、新潟県上越市に出向き、議員各位から寄せられました災害義援金41万円を、山岸行則議長に直接手渡し、お見舞いと激励をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、上越市の被害状況であります。人的被害は死者なし。負傷183人、うち重傷者19人。被害家屋は全壊13棟、半壊44棟、一部損壊2,456棟。非住家全壊313棟、半壊143棟、一部損壊1,071棟。その他、陥没隆起、がけ崩れ、亀裂など悲惨な状況となっております。一刻も早い復興を願うものであります。

次に報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、議長が指名いたします。

28番議員 坂本治年君

29番議員 古屋富藏君

30番議員 茅野光一郎君

以上、3人を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第4 議案第79号 工事請負契約の締結についてから日程第6の議案第81号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第2号）までの3案件を一括議題といたします。

○議長（小澤寛君）

日程第3 市長から行政報告および提出案件に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成19年第1回北杜市議会臨時会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

秋篠宮同妃、両殿下、ならびに眞子内親王には、先月21日、小淵沢町の県馬術競技場で開催された第41回全日本高等学校馬術大会に出席され、秋篠宮殿下は開会式のお言葉で、近い将来、皆さんの世代が国際的な大会で、大いに活躍されることを期待しておりますと激励されました。

また、長坂町の平山郁夫シルクロード美術館を訪問され、平山先生ご夫妻のご案内で作品を鑑賞されました。この大会に出席した北杜高校が、地元開催のプレッシャーの中で3位入賞を果たしたことを、大変うれしく思っております。選手ならびに関係者の皆さんに敬意を表する次第であります。

先月28日には、県馬術競技場で八ヶ岳ホースショーが開催され、また翌29日には長坂総合体育館において、NHKのど自慢が放送されました。ホースショーには、大河ドラマ「風林火山」に山本勘助役で出演している内野聖陽さんがゲスト出演されたこともあり、県内外からおおぜいの皆さんにご来場いただき、またのど自慢は北杜市の紹介もありましたので、それらは北杜市の知名度アップにもつながり、大変ありがたく思っております。

次に市政の状況について、申し上げます。

最初に山梨県、長野県、静岡県の10市町村で構成する南アルプス世界自然遺産登録推進協議会は、先月28日、静岡市の県コンベンションアーツセンターで約900人の参加をいただき、第1回南アルプスサミットを開催いたしました。本市からは、小澤市議会議長と首雌副市長が出席しましたが、全体会議では各首長などから南アルプスの魅力や、これまでの取り組みが紹介され、そのあと世界自然遺産登録推進アピールが全会一致で採択されました。今後も構成市町村との連携を図りながら、世界自然遺産登録に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に風林火山館についてであります。来館者が33万人を突破したところであり、観光振興や地域振興に大きく貢献しているものと考えております。本格的な夏休みシーズンを迎える

に当たり、来館者の利便性の向上と安全性を確保するため、計画してきた駐車場拡張工事は、このほど県の補助を受けて整備を完了いたしました。

また、今月1日から20日まで、開館時間を午後9時30分まで延長して、「風林火山館 戦国の夏祭り」を開催しております。開催にあたりましては、市民の皆さんから寄せられたご意見やご要望を参考に過度な照明とならないよう配慮する中で、祭りの雰囲気づくりや安全性の確保などをテナント会と検討を重ねてまいりました。この戦国の夏祭りは、風林火山館のイメージを損なわないことを最優先とし、太鼓の天野宣さんや市内の神楽、太鼓のグループの皆さんのご協力をいただき、演奏や舞を行っております。夏の夜空に鳴り響く太鼓や静寂な空間に舞う神楽などが市内の皆さんはもとより、観光客や帰省客の皆さんの心を癒し、いつまでも楽しい思い出として残り続けることを願い、さらなる集客に努めてまいりたいと考えております。

次に大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究であります。今月2日、国から農地転用が許可され、造成工事の契約も済みしましたので、今月29日には起工式を執り行うこととしております。太陽光発電パネルが並べられた姿が、待ち遠しい限りであります。

また、JR小海線では先月31日から世界初のディーゼルエンジンと蓄電池を組み合わせたハイブリット列車の運転が始まりました。従来のディーゼル車よりも窒素酸化物や粒子状物質が約60%削減され、自然豊かな本市にふさわしい、環境にやさしい列車であります。今後、大きく注目されるものと期待をしております。このような取り組みにより、北杜市の目指す環境創造都市へ、また一步近づくものと思っております。

次に、環境整備事業団が明野町浅尾に建設を進めている、明野廃棄物最終処分場の現状につきましては、炉の運び出し、防災調整池および貯留構造物の工事等が施行されております。処分場の建設を進めるに当たり、安全性の確保と地域振興事業の実施につきましては、旧明野村および各地区から県に要望がされておりました。浅尾新田のコミュニティーセンター建設事業につきましても、地区からの要望事項の1つであり、今臨時会にその所要額の予算をお願いしております。

地域振興事業は、要望してからすでに10年以上が経過しており、社会情勢も大きく変わっていることから、今月2日、横内知事に地域振興事業が早期に実施できるよう、また財政措置についてもお願いをしたところであります。地域振興事業の実施にあたりましては、県や事業団とも調整を図りながら、推進してまいりたいと考えております。

次に、北杜市学校給食センター建設についてであります。

北杜市学校給食センター整備検討委員会からの答申を尊重し、(仮称)北杜給食センターの建設に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。建設用地につきましては、公共用地の中から建設候補地を検討した結果、造成等にかかる経費および衛生管理基準による配送30分を含めた2時間以内の喫食などを熟慮し、旧穂足保育園の跡地に建設することといたしました。今後は実施設計を行い、12月の市議会定例会で建設費にかかる予算をお願いし、本年度中に着手したいと考えております。

引き続きまして、提出案件について、ご説明申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件は工事請負契約の締結、条例の改正、平成19年度補正予算の合わせて3件であります。

まず議案第79号の工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

就業促進住宅建設工事の建築主体および外構工事第2期の施行にあたり、工事請負契約を締

結したいので、北杜市議会の議決を付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第80号の北杜市営バスの設置及び管理条例の全部改正についてであります。北杜市営バスの再編を行い、新たな運行形態により、平成19年10月1日から北杜市民バスとして運行するため、条例を改正するものであります。

続きまして、議案第81号の平成19年度北杜市一般会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

武川上団地建設事業の工事期間が、平成19年10月から平成20年6月まで見込まれることから、繰越明許費を決定することといたしました。また、明野町に建設するコミュニティーセンター建設事業に伴う経費を計上いたしております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、その補正額は5千万円となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ277億2,878万円とするものであります。

以上、所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

市長の行政報告および提出議案の説明が終わりました。

○議長(小澤寛君)

日程第4 議案第79号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

福井企画部長。

○企画部長(福井俊克君)

それでは議案第79号 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年北杜市条例第60号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 公営住宅整備事業 就業促進住宅建設工事

建築主体 外構工事第2期でございます。

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約の金額 1億7,598万円

4. 契約の相手方 山梨県甲府市古府中町4951番地

北清建設株式会社 代表取締役社長 清水保人

平成19年8月9日 提出

北杜市長 白倉政司

以上であります。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第79号については、会議規則第37条第2項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第79号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

坂本保君。

○18番議員(坂本保君)

3点ほど、質問いたします。

まず第1点目でございますが、参加資格の地域といいますが、エリアを限定したかどうか。

第2点目でございますが、参加業者数は何社か。それから第3点目、落札率。以上でございます。

○議長(小澤寛君)

企画部長。

○企画部長(福井俊克君)

それでは、今回の一般競争の入札につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札を執行いたしました。7月13日に公告いたしまして、8月1日に入札を行うというものであります。

指名参加の比較関係であります。資格総合評点の数値が建築一式で880点以上ということでありまして、Aクラスの業者に限っております。

なお、地域限定におきましては、県内に本社、本店があるものということでありまして、いたしまして、予想されました入札参加者、会社数でありますけれども、28社が予定をされたところでありまして、最終的に応札があった業者につきましては12社でありました。

以上でございます。

それから落札率でございますが、今回の落札率につきましては、予定価格が1億8,223万8千円でございます。この契約の1億7,598万円ということの中で、96.6%の数字であります。

なお、地域条件といたしまして、県内に本社、本店があるものということでありまして、ただし、山梨県富士東部建設事務所管内につきましては、除いております。

以上であります。

○議長(小澤寛君)

ほかに質問ございますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はございますか。

(なし)

討論なしと認めます。

議案第79号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第79号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第5 議案第80号 北杜市営バス設置及び管理条例の全部改正についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

企画部長。

○企画部長(福井俊克君)

それでは議案第80号 北杜市営バス設置及び管理条例の全部改正についてでございます。

内容につきましては、条例をもって説明をさせていただきます。

ご覧いただきたいと思いますが、まず、この条例につきましては、10月1日から施行いたします、バス再編に伴います条例改正でございます。今回、できるだけ早く、この条例を改正したいという旨から、本臨時会に提案させていただきました。今回のこの改正点につきましては、一応、全部改正でありますので、逐次ご説明申し上げたいと思います。

この条例は第1条、趣旨から第18条の過料までの18条の条項によって、構成されております。また、なお、附則につきましては1から6までということになっております。

最初に第1条、趣旨でございますけれども、ご覧のとおり地方自治法の244条の2第1項の規定に基づきまして、市民バスの設置管理に必要な事項を定めてございます。

定義の第2条でございますが、この条例でいっております市民バスとは、市が道路運送法第78条の規定によって、国土交通大臣の登録を受けて有償運送を行う事業ということでございます。このような定義をされております。

それから第3条でございますが、設置であります。市民の交通手段の確保と福祉の増進に寄与することを目的として、市民バスを設置するものでございます。

次に管理および業務委託でございますが、第4条となっております。市民バスの運行業務および使用料の納入事務の一部を委託することができるということでございます。これにつきましては、今回のバス路線、9路線あるわけでございますが、この路線につきましては、バスの運行業務を委託し、かつ、そのバスの中で徴収する料金等の徴収について、委託をすることができるという規定でございます。

それから、第5条であります。運行の路線につきましては第1表、表の第1のとおりでございます。先ほど言いましたように、うしろのほうにつづってございますが、9路線がございしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に車両の台数であります。これは第6条でございますが、現在、この9路線を走らせるために、11台の市営バスの車両の台数を必要とするという内容でございます。

それから、運行の回数等でございます。第7条に市長が別に定めるということございまして、細かくは時刻表等において、定めてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それから運休日、第8条でございますが、年に1回ということで、1月1日の元日のみは運休をさせていただきますということでございます。

次に第9条であります。運行の制限等。これは天災、その他やむを得ない事由によって運行の制限、時刻の変更、運行の中止ができるものということでございます。

それから使用料の納付でございます。10条であります。利用者につきましては、利用料を納付しなければならないということでもあります。

また11条には、その種類として、別表第2に掲げた普通定期乗車券、あるいは回数券。また、今回定めております1年間、65歳以上の方々は1万5千円で、すべての車両に乗れるという福祉定期券も、ここに謳ってございます。

それから使用料の免除でございます。12条であります。特別な事由を認めるものにつきまして、使用料の減額をすること。または免除することができるということでありまして、この規定につきましては、施行規則によって定めてございます。規則の7条にあるわけでありまして、これにつきましては障害者が2分の1とか、あるいは満3歳未満児の幼児が免除され、あるいは満3歳以上、就学前の幼児が2分の1。小中学生が2分の1。また、市立病院へ通院するものにつきましては2分の1。また、乗り継いで使用するものにつきましては、合計金額から初乗り料金200円を減額すると、このような内容になっております。

次に13条であります。使用料の還付であります。これにつきましては、基本的には還付を行いませんけれども、特別な理由がある場合については、全部、また一部を返還することができるという内容になっております。

続きまして、第14条、利用者の順守事項でございます。これにつきましては、旅客自動車運送事業運輸規則の規定によって、この中の52条、53条の順守であります。物品の持ち込みの制限とか、あるいは禁止事項等を定めてございます。

それから利用者に対する市の責任でございますが、15条に掲げております。バス運行に関して、利用者、関係者に対して市に責任があると認められる場合につきましては、関係法令の定めるところによって、賠償の責任を負うというものでございます。また、その責任につきましては、乗車に始まり、下車をもって終わるということになります。

16条であります。利用者の損害賠償であります。これは利用者の責に期すべき理由によって、バス等を棄損とか滅失したときにつきましては、現状に復旧をして、その損害額を賠償しなければならないという規定でございます。

あと委員として、17条であります。この条例の施行に関し、必要な事項につきましては、規則で定めることとなっております。

18条、最後でございますが、過料でございます。詐欺、その他、不正行為によって、使用を免れるものに対する過料を、ここで定めてございます。

附則であります。施行期日につきましては、19年の10月1日としたいということでもあります。

それから、従来ありました須玉町バス条例の廃止を第2として行っております。

次に3として、改正前の条例および改正前の須玉町バス条例の経過措置を、3として定めております。

また4として、施行日前日まで改正前条例ですね、改正条例というんですが、改正前の条例の規定によって、発行された定期券で施行日以降に有効期限が満了するものにつきましては、料金については払い戻しを行いますという規定でございます。

それから5として、改正前に発行された回数券につきまして、施行後にも使用することがで

きるという附則を載せております。

最後、6の附則でありますけども、改正前の過料、また須玉バス条例の不正乗車の割り増し料金等につきましては、施行日以前については、従前の例によるというものでございます。

以上、簡単でございますけども、北杜市民バス条例につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議のほどをしていただきまして、ご議決いただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第80号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を許します。

質疑はございますか。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

この全部改正によって、10月1日から施行されるわけですが、この間もちょっとお尋ねしましたが、管理および業務の委託のことについて、もう少し細かく聞きたいと思います。

これは先ほど、企画部長の話では使用料等の収納事務をお願いするということをお話されたわけが、どこの範囲まででするのかどうか。運転手もどこかの会社に頼んであって、その会社でもって料金の徴収をして、こちらへ納めるということですが、例えば車検の問題、管理ですからね。車検の問題、いろいろあるわけですが、どの範囲までを委託する予定ですか。ただ、今まで市の直営の関係で、今までやっている関係で、ただ料金の徴収だけを委託ではないと思うんですがね。どこの範囲までどうやるのか、ちょっと具体的にお願います。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

お答えいたします。

まず、使用料の関係であります。これを一部、収納について委託するという内容であります。これはバス料金を徴収する、これは乗ったときに、降りるときに料金を支払うわけですが、この徴収事務にあたって、それぞれバスを委託する方をお願いをいたします。

最終的には、その委託料金と、それから最終的にかかった料金について、送達をするわけがありますけども、まず具体的にはその料金を徴収して、それが納入金となる、使用料となるということでありまして、それを委託するという事です。

それから、あと実質の委託関係であります。これは運転業務、それからそのバスの維持管理等について、委託をいたします。したがって、その関係については車検等々もございまして、これらについても責任を持って委託をさせて、許可を得て、その運行にあたっていただく

と、こういうことになります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

要するに、今まで直営の運転をやっている方たちがどこかの業者へ委託するとなれば、その業者と運転手の関係が出てくると思うんですが、そういう判断でいいですか。今までの運転手がどこかへ委託した場合に、この運転手は駄目だよといって、ほかの運転手を頼む場合と、いろいろあるわけですが、どこの範囲まであれをするのか、1つお願いしたいし、もう1つは今までやった運転手は心配しているわけですが、今度、管理委託業務をやった場合は自分たち、運転を今までやっていただけでもらえるんだろうか、どうなんだろうかという、そういう話を聞きますが、どういうところまでどうなっているのか、もうちょっとはっきりお願いします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

今回の路線につきましては、それぞれバス運送業の許可を取った業者さんに委託をいたします。

現在、市の、単独に市の臨時職員という立場の中で、やっていたバスの運転手さんがございます。こういうバスの運転手さんにつきましては、今回9月までということで、一応、きりになります。その後においては、その路線をとった業者において、バスの、今まで、指定管理と同じように、職員の採用につきましては、特段のお願いをしているところであります。したがって、現在のところ、それぞれの会社において、そのバスの運転手さんと協議をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はございますか。

（なし）

討論なしと認めます。

これから、議案第80号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第80号 北杜市営バス設置及び管理条例の全部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第6 議案第81号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは議案第81号 平成19年度北杜市一般会計補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

平成19年度北杜市の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ277億2,878万円とする。

2として、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

次に地方債の補正として、第3条であります。

地方債の追加は「第3表 地方債補正」によるということであります。

4ページ、5ページをお開きください。

最初に繰越明許費につきまして、ご説明を申し上げます。第2表でございます。

8款土木費、4項住宅費、事業名、武川上団地建設事業であります。繰越明許をする金額につきましては、繰り越しする金額につきましては、1億7,872万4千円であります。この事業につきましては、工期がおおむね9カ月を要するということございまして、来年の6月を完成ということで、予定をしております。そういうことから、翌年度に関わります事業費1億7,872万4千円を、繰越明許費として繰り越すものでございます。

第3表であります。地方債補正でございます。

これにつきましては、市町村振興資金3,500万円を補正いたしました。この内容につきましては、市長からのお話しもありましたけども、浅尾新田のコミュニティーセンターの建築に伴います、のちほど出てきますが、コミュニティー助成事業が1,500万円ついておりますが、その残額につきまして、3,500万円を市町村振興資金として借り入れをする内容であります。2年据え置き10年返還ということになります。

次に8ページ、9ページをお開きください。歳入につきまして、ご説明申し上げます。

内容につきましては、先ほど言いましたように、浅尾新田のコミュニティーセンターの建設の財源を示してございます。

20款諸収入、5項雑入、6目の雑入でございます。1節の1,500万円ということでございます。これがコミュニティー助成事業、財団法人の自治総合センターからの助成金でございますが、1,500万円を計上いたしました。

次に21款市債でございます。1項市債、9目の市町村振興資金でございます。3,500万円ということで、1節の市町村振興資金を県からの市町村振興資金、過疎地域振興資金を3,500万円計上させていただいております。

続きまして、めくっていただきまして、10ページ、11ページでございますが、これが歳出の関係でございます。

今回、第4款衛生費、1項保健衛生費、6目の環境衛生費に13節として委託料、この関係につきましては、250万円の追加でございますが、設計委託料として250万円。それから15節の工事請負費に4,750万円。工事請負費ということで、計上をさせていただいております。

以上、平成19年度の一般会計補正予算(第2号)の説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第81号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第81号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はございますか。

中村隆一君。

○34番議員(中村隆一君)

私は、この補正予算に反対の立場で討論をいたします。

8月6日の議員全員協議会で、明野町浅尾新田にコミュニティーセンター、簡単に言うと公民館を建設するのに要する5千万円の費用、この内訳は先ほども説明がありましたけれども、1,500万円が財団法人自治総合センターからの補助金。3,500万円は、市町村地域振興資金として県より交付されて、北杜市としての自己資金は不要との説明を受けました。

もともと地下水の水源であり、近くには貴重な遺跡もあり、有害物質を埋める処分場の建設地として不相当と、地元の人々を中心に10数年に及ぶ反対運動が起こってきたのは、ご承知の事実です。さらに、このたびは地震による地滑りなどが発生する危険があるとの専門家の指摘もあります。今回の、このコミュニティーセンター建設は、県の廃棄物処分場建設の見返りとしての地域振興策です。そんなこと望んでいないよという多くの住民の声を代弁して、反対討論といたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はございますか。

清水壽昌君。

○35番議員（清水壽昌君）

私は本案に対して、賛成の立場で討論いたします。

すでに処分場の計画がされましてから、13年が経過してございます。朝神地区で県から説明を受け、県との約束の中で条件整備がされることになってございます。その一環の事業でございます。北杜市の財源負担はないということでございます。これは、地元と県と直接の約束でございます。しかし、補助事業を導入する上において、市が関与しなければ、事業として成り立ちません。ですから、私はこの案を賛成いたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はございませんか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

私は、この予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

先般の全員協議会の中で、今回のこの5千万円のうち、先ほど中村議員から説明がありましたように、内訳として3,500万円が市債として、市の借り入れとして財源が充当されると。先般の全員協議会の中の説明で、その返済財源はどうするんだということにつきまして、県のほうから充当されると。そうすると、充てられるもとの、この廃棄物を埋めることによって、各市町村が負担する資金が充当されるという説明がございました。

実は当初の計画、50万立方メートル、廃棄物が埋められる予定でございました。10万立方メートルにつき1億円ということで、5億円が該当町村に各市町村が負担をして、該当町村へ資金が提供されると、そういうスキームを県が中心になりまして、つくられました。ところがご案内のとおり、この計画は大きくその後、変わってきておりまして、当初の計画では各市町村が責任を持たされています一般廃棄物の焼却灰を、この計画地へ埋め立てる予定でございましたが、計画が大きく変わって、一般廃棄物はわずか0.5%、さらに、その0.5%も溶融スラグ化した焼却灰のみの搬入ということになりました。そうしますと、ほとんど、県内の市町村で、今一番困っています焼却灰は廃棄することができないということで、すでに、先ほど申しました、スキームに対する各市町村の不満が一斉に持ち上がっています。ゴミを捨てるわけでもないのに、なぜ負担をしなくてはいけないんだと。ということは、このスキームは非常に、現実的には不安定なスキームでございます。それを、この3,500万円の市債の返済に、県が振り向けるかごとの説明がございましたが、こんな不安定なものを返済財源と充てるということになると、もし、これが実行されなかったときは、北杜市が当然のごとく負担をしなくてはならないこととなります。

私は浅尾新田地域が要望されていること、要望というか、条件として出されている公民館建設に反対するものではありません。しかし、財源として、非常に不安定な財源ということの中で、市にそんな負担をかけるんだと。可能性として、市に大きな負担をかける可能性があるということをもって、公民館を建てるということについては、新田地域の皆さんも非常に心配するのではないかなというふうに思っております。その意味合いで、不確実な財源をもって市が

起債を起こすということについて、私は反対したいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論を終わります。

これから、議案第81号に対する採決を行います。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（ 起 立 多 数 ）

ありがとうございました。

起立多数です。

よって議案第81号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

よって、本日をもちまして、平成19年第1回北杜市議会臨時会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時51分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	小 松 正 壽
議 会 書 記	岩 波 信 司